

事務連絡
令和4年8月25日

各都道府県教育委員会担当事務主管課
各指定都市教育委員会担当事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属中学校（義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校中学部を含む）を
置く各国公立大学法人の附属学校事務担当課 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
教育課程課

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット
及び指導者向け教本の活用について

日頃より、学校での人権教育の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

学校におけるハンセン病問題に関する教育については、以前から御配慮いただいているところですが、政府としても「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）において、関係省庁が連携・協力し、人権教育の強化に取り組むこととされており、「ハンセン病に関する教育の実施について」（令和元年8月30日付け元初児生第13号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・教育課程課長通知）で、その旨をお知らせしました。また、昨年度からは、文部科学省、厚生労働省、法務省の3省連名で通知を発出し、関係省庁間の連携の下で一体的に施策を推進しているところです。

「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（通知）」（令和4年7月22日付け4初児生第14号、健難発0722第1号、法務省権啓第53号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、教育課程課長、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、高等教育局大学振興課長、厚生労働省健康局難病対策課長、法務省人権擁護局人権啓発課長）にてお知らせしておりました、ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット及び指導者向け教本パンフレットの印刷物につきまして、この度、厚生労働省健康局難病対策課より、全国の中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校中学部に対して送付した、との連絡が別添のとおりございました。

つきましては、各位におかれては、御多忙のところ恐縮ですが、ハンセン病問題に関する教育の重要性を御理解いただき、生徒へのパンフレットの配布や、これを活用したハンセン

病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について御配慮をお願いします。

また、厚生労働省健康局難病対策課から各学校に送付したパンフレットには、アンケートも同封されておりますので、当該パンフレットの記載内容の改善を図るため、学校現場からの御意見をいただけるよう、何卒御配慮をよろしくをお願いします。

なお、当該パンフレットは、中学生に限らずハンセン病問題について初めて学ぶ者にとって適切な内容となっていることから、厚生労働省ホームページからダウンロードしていただき、各教育委員会及び社会教育施設等が開催する社会教育の講座等においても積極的に御活用いただければと思います。

なお、当該パンフレットに係る問合せについては、厚生労働省健康局難病対策課ハンセン病係<03-5253-1111(内線2369)>にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【パンフレット掲載 URL】 <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



【本件担当】

<初等中等教育（人権教育）に関する事>

初等中等教育局児童生徒課指導係

電話 03-5253-4111（内線3291）

<初等中等教育（学習指導要領）に関する事>

初等中等教育局教育課程課教育課程総括係

電話 03-5253-4111（内線2073）

<社会教育に関する事>

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
共生社会学習企画係

電話：03-5253-4111（内線3276）

健 難 発 0823 第 1 号
令和 4 年 8 月 23 日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 殿

厚生労働省健康局難病対策課長
(公印省略)

ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット及
指導者向け教本の送付について

日ごろから、ハンセン病問題の解決の促進について御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、ハンセン病に対する偏見・差別の解消及びハンセン病患者・回復者の名誉を回復することを目的に、平成14年度から中学生向けのパンフレット等を作成し、直接全中学校に送付しており、本年度も同様に全中学一年生を対象にこの事業を実施することと致しました。

このパンフレット等については、当課から各中学校に直接送付しておりますので、生徒等への配布及び生徒への指導等が円滑に行われるよう御配慮願います。

また、本年度の配布につきましては、令和3年度に配布できなかったことから、二学年分(現中学一年生及び二年生分)送付することとしました。御活用いただくに当たっては、それぞれの学校の実情に応じた学年で使用していただいても差し支えないことを申し添えます。

なお、今回は、二学年分を送付しているため、部数に不足が生じた場合には、当面は授業等で使用する学年に重点的に配布いただき、不足分は、後日、下記の厚生労働省難病対策課ハンセン病係まで、メール若しくは電話で、お問い合わせいただければ、お時間をいただくこととなりますが、年内を目途に追加発送をさせていただく予定です。

厚生労働省
難病対策課ハンセン病係 平塚 悠
TEL : 03-5253-1111 (内線 2369)
Mail : hiratsuka-yuu@mhlw.go.jp

<回答依頼>
中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」に係る活用状況について
中学校向けアンケート

平素からハンセン病問題の解決の促進にご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。
この度送付したパンフレットについて、ハンセン病に対する偏見・差別を解消するための今後の普及啓発にいかすため、アンケートを実施いたします。

ついては、趣旨をご理解いただき、2023年2月28日（火）までに下記あてFAXにてご回答いただきたくご協力をお願いいたします。

【問い合わせ・回答先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局難病対策課ハンセン病係

電 話 03-5253-1111（内線2369）

FAX 03-3593-6223

Q 1. 学校名等を記入してください。（集計結果に学校名等の内容は記載しません。）

- ・都道府県名 _____ ・学校名 _____
・パンフレットを活用した学年の生徒数 _____名
・担当の方のお名前 _____ ・ご連絡先 _____

Q 2. このパンフレットは平成14年度から、全国の中学生を対象に送付していますがご存知でしたか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 知っていた 2. 知らなかった

Q 3. 今回、パンフレットは授業等で活用されましたか。または、今後活用するご予定はありますか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 活用した → Q4～Q7へ
2. 活用しなかった → Q9へ
3. 今後（アンケート期限後）活用の予定 → Q10へ

Q 4. Q3で「1. 活用した」とご回答いただいた学校にお聞きします。
どの授業で活用されましたか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 公民 2. 道徳 3. 保健体育 4. 総合学習 5. その他（ ）

Q 5. Q3で「1. 活用した」とご回答いただいた学校にお聞きします。
どのように活用されましたか。該当する番号を○で囲んでください。（複数回答可）

1. 配布のみ 2. 配布して教師が説明した
3. 説明し話し合い等をした 4. ハンセン病療養所を訪問した
5. ハンセン病療養所退所者等との交流をもった
6. その他（ ）

Q 6. Q3で「1. 活用した」とご回答いただいた学校にお聞きします。

活用することの判断はどのレベルで決定されましたか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 学校 2. 学年 3. 学級（担任）

Q 7. Q3で「1. 活用した」とご回答いただいた学校にお聞きします。

パンフレットは、生徒がハンセン病に関する正しい知識を理解する上で十分な内容となっていますか。該当する番号を○で囲んでください。

1. なっていない → Q8へ 2. なっている → Q10へ

Q 8. Q 7で「1. なっていない」とご回答いただいた学校にお聞きします。

パンフレットの内容について、どの部分が不十分でしょうか。該当する番号を○で囲んでください。(複数回答可)

- ・「ハンセン病の悲しい歴史」について
 1. 簡単すぎる
 2. 難解すぎる
 3. 理解を促すのに内容が十分でない※3. については、具体的にご意見がございましたらご記入をお願いします。
()
- ・「ハンセン病と人権について考える」について
 1. 簡単すぎる
 2. 難解すぎる
 3. 理解を促すのに内容が十分でない※3. については、具体的にご意見がございましたらご記入をお願いします。
()
- ・「ハンセン病問題から学ぶべきこと」について
 1. 簡単すぎる
 2. 難解すぎる
 3. 理解を促すのに内容が十分でない※3. については、具体的にご意見がございましたらご記入をお願いします。
()
- ・その他、内容についてご意見がございましたらご記入をお願いします。
()

→ Q 10へ

Q 9. Q 3で「2. 活用しなかった」とご回答いただいた学校にお聞きします。

活用しなかった理由について、該当する番号を○で囲んでください。また、その理由を記載してください。

1. 授業で活用する機会(時間)がなかった
(理由:)
2. 内容(問題の教え方)が難しいため、授業での取り上げ方が難しい
(理由:)
3. ハンセン病の問題について授業で触れたが、パンフレットは使用しなかった
(理由:)
4. その他()

以下については、皆様からご回答いただきますようお願いいたします。

Q 10. 配布時期について、御校にとって最も適当な送付時期はいつですか。

1. 特にない
2. ____月頃がよい(理由:)

Q 11. 今後パンフレットが授業で有効に使われるには、どのような点を改善していけばよいと思われますか。

()

Q 12. パンフレット以外の方法で、今後、御校の生徒にハンセン病に関する正しい知識を伝えていくためには、どのような方法が適していると思われますか。

()

その他ご意見(配布方法・時期の改善等)がございましたらご記入をお願いします。

()

ご協力、誠にありがとうございました。

厚生労働省健康局難病対策課ハンセン病係